

生活の心得

1 校内生活の心得

楽しく快適な学校生活(集団生活)を送るため、集団の構成員として、集団生活を向上させようという意識を持つことが大切である。

時間の厳守・遅刻

1. 毎日8時15分までに教室に入ること。
2. 8時20分には朝学習・朝読書が始まるので、この時間までに教室に入って着席すること。
3. 各授業時間の始業のチャイムが鳴る時間には着席していること。8時40分から始まる SHR に遅れた場合は遅刻とする。
4. 生徒昇降口の施錠は担当の職員が巡回後に行う。生徒はその前に使用場所の窓を閉め、施錠を確認し、消灯してから下校すること。
5. 部活動などで下校時間が遅くなる場合には、各自の私物を部室または練習場所に持って行くこと。特別な事情のない場合は、閉門時間以降、校舎内に残ることはできない。
6. 不審者の侵入防止のためにも、以上のことを守ること。施錠後、やむを得ず校内に出入りする場合は、職員玄関を利用すること。

① 飲食の習慣

1. 昼食は、教室やオープンスペースで取ること。
2. ゴミや汚れは必ず自分できれいに始末し、校内を清潔に保つこと。
3. 授業中、机上に飲食物を置くこと、トイレでの飲食、食べ歩き、食べ残し(汁物)を捨てる校内でガムを噛む等の行為は禁止。

② 校内の美化

1. ゴミは分別して所定のゴミ箱に捨てること。また、ロッカーや雨具掛け以外には私物を置かないようにし、教室やオープンスペースの整理整頓を心がけること。
2. 自分のゴミは自分で処理するとともに、落ちているゴミを何気なく拾える習慣を身につけること。また、トイレのゴミ箱には飲食物のゴミを捨てないこと。

③ 貴重品・私物の管理

1. 貴重品や私物の管理については、ロッカーに鍵をかけ、個人が責任を持って行うこと。
2. 貴重品については、身体から離さないようにする又は、ロッカーを使用すること。必要以上の現金は学校に持ってこないこと。
3. 学校行事や部活動などでやむを得ない場合は、担任や顧問に預けるなど、トラブルのないように気を配ること。学業に必要な無い物は校内に持ち込まないこと。
4. 他人のロッカーを勝手に開けたり、金品の貸し借りなどはしないこと。窃盗は決して許されるものではなく、懲戒処分とする。

④ 公共物の利用

1. 校舎及び学校備品は、この学院に入学した生徒全員及び職員が利用する公共物であり、大切に扱うこと。万が一、破損が発生した場合は、速やかに担任に申し出ること。
2. 故意の破損は保護者に修繕費を負担してもらう。また、状況によっては懲戒処分とする。

⑤ 特別教室の使用

1. 特別教室は、目的以外の使用はできない。使用する場合は、担当に申し出て許可を得て使用する。生徒だけの使用は原則として許可しない。また、飲食も禁止とする。
2. 着替え等についてはトイレ、オープンスペース、教室等は使用せず、更衣室を必ず利用すること。

⑥ 儀式・集会

1. 整容面はもちろん、行事の意義を理解し、気持ちを引き締めて参加すること。
2. 整列には時間をかけず、速やかに行動し列を整えて整列すること。

⑦ 携帯機器

1. 校地内での携帯電話・スマートフォン及び通信用機能が備わった機器や音楽プレーヤーの使

用を禁止する。

2. 校地内では電源を切り、カバンに入れておくこと。校外の学校行事においても同様とする。
3. 携帯ゲーム機は校内への持ち込みを禁ずる。
4. 携帯電話・スマートフォンには有害な情報が提供されない措置（フィルタリング）をする。
5. 使用する場合は、職員付き添いのもと、職員室前での使用を許可する。
6. 放課後、保護者との連絡を取る手段として、生徒玄関内での携帯電話・スマートフォンの使用を認める。その後、教室等に戻る際は電源を切ること。

2 整容の心得

校内外を問わず、高校生らしい服装及び身なりを心がけること。（☆制服および制服着用の基本形を参照）化粧、アクセサリ等は許可しない。これらに関しては、段階的な面接及び指導がなされることをよく理解し、不要な注意を受けないようにすること。

① 制服

制服を加工することや制服を着崩すこともしないこと。

制服および制服着用の基本形に従うこと。HPの「制服」を参照すること。

② 頭髮

1. 色やカラーリング、パーマ、整髪料などの加工はもちろんヘアエクステンション等もつけないこと。
2. 髪型は華美な形状は控えること。
 - 1) 男子生徒については、髪が眉・耳・襟にかからないようにすること。
 - 2) 女子生徒については、前髪が目にかかる場合はヘアピンで留めること。
 - 3) 髪が長い場合はゴムで束ねること。（黒・茶・紺色）

③ 化粧・アクセサリ

化粧やアクセサリ（ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、キーホルダー、カラーコンタクト、色付きリップクリーム、華美なヘアゴム・髪飾りなど）などは、身に着けたりしないこと。

3 挨拶・言葉遣いの心得

挨拶・言葉遣いは社会生活の基本であり、学院生が目指す社会性の根底をなすものである。将来において必要な資質であることを踏まえて、以下のことを心がけること。

① 挨拶

1. 登下校時の挨拶
2. 授業の開始、終了時の挨拶
3. 日常の挨拶（来校者に対しても自然に挨拶できるように）
4. 校長室・職員室等の入室時の挨拶（ノックをし、クラス・氏名等を名乗る）

② 言葉遣い

コミュニケーションの基礎は言葉遣いである。公式な場面でも、即座に対応できるよう、目上の人には普段から敬語・丁寧語を使うよう心がけること。

4 校外の生活の心得

校外の生活においても、御所野学院高等学校の生徒であることに自覚と責任を持ち、社会のルールやマナーを重んじた生活を心掛けること。他者を不快にさせたり、迷惑を掛けたりすることなく、社会の一員として行動することが大切である。

① 通学

1. 通学の際は、交通ルールやマナーを遵守し、通行する人や車の妨げになる行為や、付近の住民の迷惑になったりしないようにすること。
2. 交通事故に遭遇することのないよう十分注意すること。
3. 保護者による車の送迎は指定された場所で降車することとし、事故防止に留意すること。

② 自転車通学

1. 自転車通学は許可を受けること。自転車の整備点検を十分に行い、学校指定のステッカーを自転車後方の泥よけに貼ること。
2. 自転車に乗る場合、無灯・二人乗り・並進・信号無視・片手運転・イヤホンなどで耳をふさいだ状態での運転等は、道路交通法に違反する行為であり、処罰の対象となる。
3. ヘルメットの着用を推奨する。

③ 電車・バス通学

1. 電車・バスの車内では、マナーを守り、携帯電話の使用や床への座り込みなど、他の乗客への迷惑にならないようにすること。

④ 不審者への対応

登下校時、不審な人物と遭遇した場合には以下のことを心がけ、身の安全を確保すること。

1. 知らない人に声を掛けられても絶対に応じないこと。
2. 何かあった場合には大声を出す。または、すぐに逃げること。
3. すぐに警察に連絡し、学校へも報告をすること。
(相手の人相や特徴、自動車の場合、車種や色、ナンバーを覚えておけば犯人逮捕にも役立つ)

⑤ アルバイトの許可

1. 所定の願いを提出し、審査を経て許可を得た者はアルバイトを行うことができる。
2. 許可願いを提出。担任・学年部・生徒指導部で対応を審査し、許可証を発行する。
3. 許可の条件は、長期休業中とする。(夏季・冬季休業中、3年生は自宅学習期間を含む)

⑥ 旅行について

旅行に出かける際は、保護者の承認を得た上で所定の願いを提出し、許可を得ること。
(必要に応じてJ Rの学割証を発行する)

⑦ 原付・自動二輪車、普通自動車の免許取得

1. 本校在学中における原動機付自転車・自動二輪車の免許取得については、原則として禁止。
2. 本校在学中における普通自動車の免許取得(取得するための行為)については、第3学年在学時の第3回定期考査終了後とする。

⑧ 禁止事項

<おもな禁止事項>

1. 暴力行為(言葉による暴力や、いじめ、携帯電話・スマートフォンやインターネット・SNSを利用した誹謗・中傷等も含む)
2. 喫煙
3. 飲酒
4. 窃盗行為
5. 器物損壊
6. 原動機付自転車・自動二輪車・自動車等の無許可免許取得
7. 原動機付自転車・自動二輪車・自動車等の無免許運転
8. 学校の許可を得ない無断アルバイト
9. 無断外泊
10. その他違法行為
11. その他著しく学校及び社会に害を及ぼす行為

⑨ 政治的活動

1. 授業、生徒会活動、部活動等の教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行わないこと。
2. 放課後や休日等に選挙運動や政治的活動を行う場合
3. 学校の構内において行う場合は、事前に施設使用の許可申請をすること。
4. 学校の構外で行う場合は、届出は必要ないが、次の点に留意すること。
 - 1) 違法もしくは暴力的なものにならないように行うこと。
 - 2) 学業や生活等に支障のない範囲で行うこと。
 - 3) 家庭の理解の下、適切に判断して行うこと。